

【ポスター発表】

主題：障害者総合支援法の協議会を支える事務局を対象とした質的調査**－ A 県内の事務局の実践に着目して－**

長野大学総合福祉学研究科博士後期課程 1年三村仁志(9880) 2年竹中正文(9876)

キーワード：協議会、事務局、ソーシャルワーク

1. 研究目的

障害者総合支援法第89条3に規定される協議会は、当事者、家族、地域の関係機関が参加して障害者の支援体制整備について協議するために、市町村が設置するよう努めることとなった。また障害福祉計画を定め又は変更する際には協議会の意見を聴くように努めなければならないとされている。実際に協議会はどのようなソーシャルワーク¹を行っているのか、その実践内容を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

大規模入所支援施設の地域生活移行を下支えしてきた経過があり、行政から委託された法人が担う形が多いA県下の協議会事務局を対象に調査をおこなった。県下12か所の協議会事務局にアンケート調査をし、スコア化した数値の高い4か所の協議会担当者に聞き取り調査を行い、KJ法を用いて分析を行った。本学会では、このKJ法による質的分析を報告する。

3. 倫理的配慮

本調査は武蔵野大学倫理審査会の承認を受け(受付番号20-05-02)調査を行っている。また日本社会福祉学会研究倫理規定および研究倫理規定にもとづく研究ガイドラインに基づき、調査対象者には研究発表の了解を得ている。利益相反はない。

4. 研究結果

KJ法を用いた分析の結果、9つの大きなグループに分けることができた。協議会事務局は<②協議会の目標の1つは“みんな”の主体形成である。事務局はそのための環境づくりをしている>ことが分かった。ここでいう“みんな”とは協議会構成員である市町村、当事者・家族、医療、教育、就労、福祉等の関係機関等をさしている。そして事務局は黒子に徹し“みんな”が主体的に協議会の活動やイベントに参加できるように常に考えていることがわかった。こうした事務局の考えのもと、<⑨協議会運営の目的を共有し、協議会運営について行政との合意が得られるかが重要>とあるように協議会設置主体の市町村との連携が重要となる。この連携が進んだ先に<⑥協議会は障害福祉計画策定への関りを持ち、市町村との連携は段々と進んできている>状況が生まれると考えられる。しかしながら<④協議会への評価はまだ未整備の状態であり、それゆえ部会運営では事務局判断で早

急に対応している現状がある>とあるように、協議会についての評価は未整備といえる。そして<⑤事務局は関係者に多様な協議会活動について把握をし、言語化し、情報として発信し共有に努めている>とあり、また<⑧事務局=(イコール)基幹相談支援センターは様々な協議会関係者をつなぐ役割、多様な交通網の中継点のハブの役割を果たしている>とあるように協議会活動の下支えというソーシャルワークを行っていた。

協議会の運営についての課題もあり、<③地域の実情に即した協議会運営が求められている>が、ソーシャルワークを行う事務局の人材育成には時間がかかると考えられている。長野県は県下10圏域に設置された障害者総合支援センターが協議会運営に携わってきた経過があり、<⑦事務局=委託=基幹の体制は、地域課題への対応、相談支援体制づくりにはメリットがある。さらに地域づくりの活動も始めている>ことがわかる。これからは<⑨主任相談支援専門員の役割、ソーシャルワークをする人が、まさに継続配置を見込んだ事務局員として想定される>という見方もある。

5. 考察

1 つには協議会運営を担う事務局は、考え、価値をもって協議会活動の下支えをおこなっていた。地域の障害者支援体制の整備、多様なソーシャルワーク(調停者、招集者、促進者など)¹を行う事務局は「価値」をもって協議会運営にあたっていることがわかった。その「価値」を継続させていくことの仕組み作りが課題と考えられる。

2 つは設置主体の市町村との関係構築(委託・受託関係)に事務局は努めていた。事務局は黒子になり、市町村に責任を果たしてもらい、かつ構成員のみんなが主体的に活動に参加できるように努めていた。委託=受託関係にある事務局は、市町村担当者との日頃からのコミュニケーションに努め、官民共同でイベントを行う取り組みをしていたが、こうした関係構築、連携の先に障害福祉計画策定にあたっての協働が生じると考えられる。

3 つには協議会の運営についての評価は未整備の状況であることがわかった。ボトムアップ型(援助システムから運営システムへのベクトル)の協議会運営を行うには「誰が」「何を」「どう評価するか」を協議会で検討していく必要があるのではと考えられる。

4 つには地域づくり、価値を継続し、障害者の支援体制整備という多様なソーシャルワークを行うことができる事務局の人材育成の課題があげられていたが、OJTの必要性から、ある程度長期に継続配置ができる条件整備が求められると考えられる。

5 つには地域の実情に即した協議会が求められるゆえに、協議会のスタイルは様々であるといえる。そうしたなか、A県の「事務局=委託=基幹相談支援センター」というスタイルは一つのモデルと考えられる。一方、全国的には自治体直営で協議会を運営して障害者支援の体制整備を積極的に行っている自治体もある。協議会運営の委託か直営かの比較検討の研究が今後求められる。

1. ブレンダ・デュボア/カーラ・K・マイリー著北島英治監訳『ソーシャルワーク』2017 明石書店